**令和５年度介護サービス事業者等に対する指導監査の方針**

**１　介護サービス事業者等に対する指導**

（１）集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正及び過去の指導事例等について、介護サービス事業者（指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者）を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

（２）運営指導

ア　指導の方法

（ア）運営指導は、次に掲げる介護サービス事業者等を対象に、介護サービス事業所において実地に行う。

（イ）運営指導は、必要に応じて介護サービス事業所内を巡視するとともに、国の「介護保険施設等運営指導マニュアル」や介護サービス事業者が事前に行った「自主点検シート」による点検結果などを基に帳簿文書等を閲覧し、面談により関係者から説明を求める方法で行う。

①　年間計画に基づき選定した介護サービス事業者等（指定地域密着型サービス事業

者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介

護予防支援事業者並びに介護予防・日常生活支援総合事業のうち第１号訪問事業及

び第１号通所事業を行う指定事業者

②　情報提供等により、事実確認等のため実地による指導を要すると認める介護サー

ビス事業者等

イ　実施の周期等

（ア）運営指導は、原則として３年に１回実施する。

（イ）第１号訪問事業及び第１号通所事業を行う指定事業者に対する運営指導の実施は、

次のとおりとする。

①　当該事業者が、地域密着型通所介護事業者である場合は、原則として地域密着型通

所介護事業者に対する運営指導と同時に実施する。

②　当該事業者が、訪問介護事業者又は通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同

一の事業所で一体的に運営している場合は、アにかかわらず、原則として、訪問介護

事業者又は通所介護事業者に対する県の運営指導と連携して実施する。

（ウ）新たに指定を受けた事業者に対する運営指導は、原則として、指定を受けた年度又は

次年度に実施する。

ウ　実施通知

（ア）運営指導の実施に当たっては、対象となる介護サービス事業者等と事前に日程を調

整の上、概ね実施日の１か月前までに文書により通知する。

　　（イ）ただし、事前に通知することにより、適正な運営指導を実施することができないと

認められる場合は、運営指導を実施する際に文書を交付する。

エ　結果通知等

（ア）運営指導の結果、改善を要する事項が認められる場合には、文書により指導結果の

通知を行うとともに、当該指導事項に係る改善報告書の提出を求める。

（イ）提出された改善報告書の内容を確認した結果、改善が不十分な場合には、必要に応じ

て、管理者等の呼び出し又は再度の運営指導の実施等を行い、改善の徹底を図る。

オ　運営指導結果の公表

介護サービス事業者等の運営の適正化に加え、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することを目的として、文書で改善報告を求める文書指導事項及びその改善状況の概要について、市のホームページで公表する。（定期の運営指導に限る）

**２　監査**

（１）目的

　　　法第７８条の７第１項、第８３条第１項、第１１５条の１７第１項、第１１５条の２７第１項及び第１１５条の４５の７第１項の規定に基づく介護サービス事業者等に対する監査は、次の各号のいずかに該当する場合（以下「指定基準違反等」という。）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。

　　　なお、運営指導の実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行う。

ア　人員・設備・運営基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いが

ある場合

イ　介護報酬請求について不正又はその疑いがある場合

ウ　高齢者虐待等がある又はその疑いがある場合

（２）監査対象の選定

　　　監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

ア　通報、苦情、相談等に基づく情報

イ　介護報酬の請求データ等の分析から特異傾向を示す介護サービス事業者等に係る情報

ウ　運営指導において確認した指定基準違反等に係る情報

エ　死亡事故等の重大事故の発生又は利用者の生命、心身又は財産への重大な被害が生じ

るおそれに係る情報

オ　意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

**３　業務管理体制確認検査**

（１）目的

　　　法第１１５条の３３第１項の規定に基づく介護サービス事業者等（地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が志木市の区域内にのみ所在するものに限る。）に対する業務管理体制の整備に係る確認検査は、法第１１５条の３２第１項に定める業務管理体制が適切に整備されているかを確認するために実施する。

（２）検査の方法

ア　検査の実施方法は、一般検査及び特別検査とする。

イ　一般検査は定期的に実施し、運営指導を行う場合には、併せて実施する。

ウ　特別検査は、介護サービス事業者等の指定の取消し等に相当する事案が発生した場合

に、当該介護サービス事業者等における業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当

該事案への組織的関与の有無を検証するために実施する。